

## さかどファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター 利用料の無償化について

令和元年10月1日からスタートする幼児教育・保育の無償化により、ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンターの利用料についても、認可外保育施設等の利用料と併せて、上限額の範囲内で無償化の対象となります。なお、無償化の対象となるには一定の条件がございますので、利用者の方におかれましては、以下の内容をご確認ください。

### 無償化の条件

次の条件をすべて満たす場合に、無償化の対象となります。

- ① 対象年齢（4月1日現在の年齢）
  - ・ 3歳～5歳の子ども：月額37,000円まで無償
  - ・ 0歳～2歳の住民税非課税世帯の子ども：月額42,000円まで無償
- ② 通園場所等の条件
  - ・ 認可保育所、認定子ども園（保育園枠）、に在籍していない子ども。
  - ・ 幼稚園、認定子ども園（幼稚園枠）に在園している場合は、預かり保育が一定水準未満（教育時間を含む平日の提供時間が8時間未満、又は年間開所日数200日未満）の園に在園している子ども。
- ③ 保育の必要性の認定の有無
  - ・ 施設等利用給付認定「新2号認定」「新3号認定」を受けている子ども。

### 無償化の対象となる料金

○預かり、預かりと送迎を併せて行う場合の料金が無償化の対象となります。

×送迎のみの利用は無償化の対象となりません。

×利用料以外の食費、送迎等に係る交通費等は無償化の対象となりません